

市第 87 号議案 横浜市改良住宅条例の一部改正について

改良住宅の建替え後の名称を、国の要綱に沿って「更新住宅」と定義し、必要な事項を定めるため、改良住宅条例の一部を改正します。

※改良住宅・更新住宅について

改良住宅は、住宅地区改良法に基づき不良住宅が密集した地区の整備（住宅地区改良事業）を行うことにより住宅を撤去された居住者を入居させるために設置した住宅です。

更新住宅は、改良住宅の建替えにより、設置する住宅です。

1 改正の概要

(1) 更新住宅の定義規定等の整備（第 2 条、第 3 条）

改良住宅の建替えにより設置する住宅を、「更新住宅」と定義するとともに、設置規定を整備します。

(2) 更新住宅に係る入居者資格等の整備

更新住宅の入居者資格を、建替事業の施行に伴い住宅を失った者等と規定します（第 4 条の 2）。

また、建替事業や用途廃止により改良住宅又は更新住宅（以下「改良住宅等」）を除却された入居者が他の改良住宅等に入居する場合には、入居者資格を満たしているものとし、公募を不要とします（第 5 条の 2）。

なお、これらの入居者が入居しても空家が残る場合には、市営住宅条例の規定に準じ、住宅に困窮する市民の方を対象に入居者の募集を行います。

(3) 改良住宅建替事業等に係る使用料の特例（第 9 条）

建替えに伴う更新住宅への入居者及び用途廃止に伴う転居者に対し、使用料の激変緩和のための措置として、傾斜減免ができるよう規定を整備します（市営住宅条例第 45 条、第 46 条を準用）。

(4) その他（第 4 条、第 5 条第 1 項、第 6 条、第 7 条第 1 項、第 9 条、付則）

上記改正に伴う規定整備のほか、市営住宅条例の準用規定について同条例の改正に伴う所要の規定整備を行います。

2 施行日

公布の日とします。